

あいさつ運動の展開について

1 あいさつ運動の目的

あいさつは、「安全で安心なまちづくり」に有効であるとともに、市民憲章に掲げられている「心のふれあう明るいまちづくり」等にも効果が期待されることから、市民のあいさつ励行については、より広範かつ効果的に展開していく必要がある。

このことから、「あいさつ運動」として、市民のあいさつ励行の全市的な取組を推進していくものとする。

2 具体的展開

(1) 「あいさつ運動推進本部」の設置

市民のあいさつ促進を全市的に展開するため、庁内に「あいさつ運動推進本部」を設置する。

(推進本部の体制)

- ・ 市民生活部長を本部長とし、事務局を生活安心課内に置く。
- ・ 市民のあいさつの励行に率先して取り組むべき所属の部課長等を本部員とする。

【推進本部の構成】

- ・ 全部長及び全筆頭課長
- ・ 人事課長，みんなでまちづくり課長，青少年課長，生活福祉課長
商工振興課長，学校教育課長，学校健康課長，生涯学習課長

推進本部の構成については、あいさつ運動の展開に応じて決定する。

(2) 職員あいさつ運動の実施

全市的な運動を展開していくためには、市職員が率先垂範してあいさつを励行する必要があることから、全市的な運動の第一段階として、「職員あいさつ運動」を全庁的に展開する。

【実施内容】

ア 対象者

すべての所属

イ 実施方法

日常的な運動

庁舎内，地域の会議やイベント，私生活における積極的なあいさつの励行

唱和運動

(窓口職場)

- ・課単位を基本として、月曜日～金曜日の午前8時30分前後に実施する。
午前8時30分前に実施する場合は、「参加の促し」に留める。
先導者に従い、カウンター側に向かってあいさつの唱和を行う。

(窓口職場以外の職場)

- ・グループ単位を基本として、月曜日～金曜日の午前8時30分から実施する。
各自の席において、先導者に従い、あいさつの唱和を行う。

ウ 運動開始日

平成19年5月1日(火)

エ その他

- ・出先機関においても、各所属の状況に応じて実施する。
- ・指定管理者制度を導入している公の施設等においては、指定管理者に対してあいさつ運動への協力を呼びかける。

3 経過及び今後のスケジュール

平成19年4月	本庁舎1, 2階の所属における職員のあいさつ唱和の実施
5月	「職員あいさつ運動」の全庁実施 全市的な取組の開始